

滋賀の森林を健全な姿で

● 琵琶湖の重要な水源である滋賀の森林は…

県土のおよそ2分の1を占める滋賀の森林は、琵琶湖や淀川流域の重要な水源であり、土砂の流出を防ぎ、生物多様性を保全し、木材を産出し、二酸化炭素を吸収するなど、私たちの暮らしと切り離すことができない貴重な財産です。

しかし、様々な社会経済情勢やライフスタイルの変化によって、木材などの森林資源が利用されなくなり、手入れの行き届かない森林がみられるようになりました。

このまま放置すれば、森林の持つさまざまな機能が損なわれ、私たちの暮らしに深刻な影響をもたらすことが懸念されます。

また近年は、ニホンジカの食害に伴う表土流出による水源涵養機能低下の恐れや、頻発する気象災害等による風倒木や流木、土砂流出など新たな課題も生じています。

● 滋賀の森林づくりの展開は……

このような森林・林業を取り巻く課題を解決するために、滋賀県では次のような取組を進めています。



暗くて下草も生えない森林やシカの食害により植生が失われた森林では、土砂災害が起こりやすくなります。



さまざまな樹種が混交することで、多面的な機能をより発揮する森林になります。

琵琶湖森林づくり条例 平成16年4月施行、平成27年3月改正

すべての県民が森林づくりに主体的に参画し、長期的な展望に立ち、その多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し、「琵琶湖森林づくり条例」を施行しました。

また、近年大きな問題となっている目的不明な水源林の買収、ニホンジカ被害の増加、巨樹・巨木の保護や林地境界の不明瞭化などに対応するため、平成27年3月に条例を改正し、県は必要な措置を講ずることとしています。

目的

森林の多面的機能（水源涵養、県土の保全、木材等の供給、地球温暖化防止など森林の多様な働き）の持続的発揮

琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与

琵琶湖森林づくり基本計画 平成17年度（2005年度）～令和2年度（2020年度）

条例の理念の実現に向け、50年、100年先も展望しつつ施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、「琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進」を基本方向とする「琵琶湖森林づくり基本計画」を策定しました。

基本方向 琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

基本方針

- 森林の多面的機能の持続的発揮に重点をおいた森林づくり
- 県民全体で支える森林づくり

基本施策

- (1) 環境に配慮した森林づくりの推進
- (2) 県民の協働による森林づくりの推進
- (3) 森林資源の循環利用の促進
- (4) 次代の森林を支える人づくりの推進

本県で展開する森林づくり

本県独自の施策

環境重視・県民協働の視点に立った施策
琵琶湖森林づくり県民税を充当

その他の林業施策

- ・ 林業振興対策
- ・ 森林組合振興対策
- ・ 木材産業強化対策 など

国全体の施策

森林経営管理法に基づく施策
森林環境譲与税を充当

その他の法令に基づく施策

- ・ 治山事業
- ・ 林道事業
- ・ 造林事業 など